

第5回「救急医療用ヘリコプターの導入促進に係る諸課題に関する検討会」  
議事概要（案）

日時：平成20年度3月21日（金）13：30～15：00

場所：厚生労働省議室（9階）

委員からの主な意見：

（全国的な配備に係る基本方針）

- ・ （ドクターヘリの配備先として、）救命救急センターへの物理的なアクセスが良くない地域（陸路で30分以上）を第一に考えながら、人口の多い地域に対しても効果的であることが最も適切ではないか。
- ・ 人口カバー率、施設の多寡、地勢に加え、疾患別の特徴も考慮に入れることが重要。

（救急医療への他機関のヘリコプターの活用）

- ・ 消防防災ヘリは、消防組織法、消防法に基づく業務を遂行。救急業務については、転院搬送を除き、現場からの要請があった場合に医師が常に搭乗できる体制が確保されている県は約半数に止まる。一部の自治体において、夜間運用も行っている。
- ・ 海上保安庁のヘリコプターは海上保安庁法に基づき、海上における事案の対応が主任務。離島間搬送等は所掌事務外のものであり、附帯事務として行っているもの。
- ・ 警察庁のヘリコプターは、警察法に基づき、警ら、遭難者の捜索・救助、警察業務の支援等を行っている。生命・財産の保護のために、警察業務に支障の生じない範囲で救急医療にも貢献。
- ・ ドクターヘリは航空運省事業として運航しているため、場外離着陸に関しては、原則として航空法上の基準に従うが、緊急時には同法の適用外となる。
- ・ 各種ヘリコプターの機能、連絡方法、医師の確保ルート等について一覧表にまとめて欲しい。

（高速道路上の離着陸）

- ・ 交通規制のための警察スタッフの確保が必要と実感。
- ・ 高速道路本線への離着陸よりも、サービスエリアに離着陸場を確保する方が効率的では。